

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

熊谷市長 小林 哲也

市町村名 (市町村コード)	熊谷市 (11202)
地域名 (地域内農業集落名)	秦地区 (葛和田の一部、日向の一部、弁財、大野、俵瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月5日 (第5回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・ 農業者27名（認定農業者3名、利用者24名）
- ・ 地区内の農地面積に占める畑の割合は約59%で畑では麦や露地野菜が栽培されており、田では米麦の二毛作が中心。
- ・ 地区内の遊休農地は約5.8ha。
- ・ 区画の整理された農地では担い手が確保されている一方で、区画が小さな農地では担い手が見つからず耕作放棄地となっている。特に利根川沿いの畑では耕作放棄地が増えている。
- ・ 担い手の高齢化が進み担い手不足が懸念される。
- ・ 葛和田、俵瀬地内では基盤整備された田で集団農地を蚕食する形で農地改良が進んでおり、担い手の集約や周辺の利用者へ支障が出てきている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 米麦の二毛作で引き続き耕作を行う。
- ・ 担い手不足解消に向け、地区ごとに後継者の育成を行う。
- ・ 将来的には中間管理事業を利用して統一賃料での貸借を行っていく。
- ・ 今回変更申出のあった3筆（葛和田218、葛和田543、俵瀬287）については、耕作放棄地対策および担い手不足の解消という観点から農地改良を行い、粟の栽培もやむを得ないとする。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	252.82 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	252.82 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

基本的に農振地域内を対象とするが、集落所在の白地農地等については計画から除外する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現在の耕作地を引き続き耕作を行うが、担えなくなったタイミングで、規模拡大の意向のある担い手へ集積を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借を行う際は、農地中間管理事業を利用し担い手への集積集約を進める。 中間管理事業を利用した揚水ポンプ等の修繕を検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
必要に応じて検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者や新規参入者を呼び込み、大字単位で育成を行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】